

県本部に置く職の所掌事務範囲の指定について(例規通達)

富山県警察の組織に関する訓令(昭和58年富山県警察本部訓令第1号。以下「組織訓令」という。)第7条から第13条までに規定する県本部に置く職について、職務の能率的な運営に資するため、別表のとおり職が所掌する事務の範囲を指定し、平成20年4月1日から運用することとしたから、適正な運用を図られたい。

別表

職 名	所掌する事務の範囲
留置管理官	組織訓令別表第1 留置管理課企画・指導係、同課管理・護送係、同課看守第一係及び同課看守第二係の分掌事務欄に定める事務
防犯対策指導官	組織訓令別表第1 生活安全企画課犯罪抑止対策係の分掌事務欄に定める事務(街頭犯罪等抑止総合対策の統括及び推進・指導・調整、犯罪等の発生及び抑止状況の集約・分析の事務を除く。)
営業秘密保護対策官	組織訓令別表第1 生活安全企画課生活安全特捜係の分掌事務欄に定める事務
地域指導官	組織訓令別表第1 地域企画課企画係、同課地域指導係、同課職質技能指導係、同課機動警ら隊及び鉄道警察隊の分掌事務欄に定める事務
通信指令官	組織訓令別表第1 通信指令課通信指令係の分掌事務欄に定める事務
刑事指導官	組織訓令別表第1 刑事企画課指導係、同課傍受指導係及び同課法令係の分掌事務欄に定める事務(指導係の分掌事務については、取調べ指導(録音・録画への対応)の事務を除く。)
取調べ指導官	組織訓令別表第1 刑事企画課指導係の分掌事務欄に定める事務(取調べ指導(録音・録画への対応)の事務に限る。)
性犯罪捜査指導官	組織訓令別表第1 捜査第一課性犯罪捜査係の分掌事務欄に定める事務
検視官	組織訓令別表第1 捜査第一課検視係の分掌事務欄に定める事務
知能犯捜査指導官	組織訓令別表第1 捜査第二課知能犯特捜第一係及び知能犯特捜第二係の分掌事務欄に定める事務
組織犯罪捜査指導官	組織訓令別表第1 組織犯罪対策課企画分析係、同課犯罪収益解明係、同課暴力団等指定・情報指導係、同課暴力団排除係、同課暴力犯特捜係、同課匿名・流動型犯罪グループ特捜係、同課薬銃特捜係、同課暴力犯・薬銃指導係及び同課広域知能犯係の分掌事務欄に定める事務
国際犯罪対策官	組織訓令別表第1 国際捜査課企画・指導係、同課国際犯罪特捜係及び同課港湾地区治安対策係の分掌事務欄に定める事務
交通事故分析官	組織訓令別表第1 交通企画課安全教育係及び同課事故分析・統計係の分掌事務欄に定める事務
警備指導官	組織訓令別表第1 公安課情報係の分掌事務欄に定める事務